

第13回 就学前施設における教育・保育と子育て支援計画
(公立の認定こども園の整備) 市民説明会での質疑応答(概要)

日 時 平成27年11月12日(木) 午前10時～午前11時45分
会 場 安中青少年会館
参加者 市民 33人
こども未来部職員 6人
教育委員会事務局職員 4人

Q1 認定こども園について、反対されている方がいるということはデメリットがあるからだと思うので、デメリットを教えてください。また、保育所と幼稚園の良いところを合わせたものが認定こども園であると説明されていますが、合わせることで失われるものもあるのではないですか。子育てしている立場からすると、そのあたりを聞きたいです。

A1 デメリットということではなく、認定こども園として配慮すべきことがあると考えています。認定こども園は、1号、2号、3号認定の子どもさんが通園することから、利用時間に違いがあります。また、1号、2号認定の子どもが同じ学級になりますが、1号認定の子どもさんは夏休みや冬休みなどがあり、保育を必要とする2号、3号認定の子どもさんには保育を提供することから長期休業はありません。

保護者の方からは、幼稚園と保育所で行ってきた行事が違うので、認定こども園での行事はどうするのかといったご質問も頂いています。

これらに対して、適切に配慮することで、子どもたちが不安に感じることなく安心して認定こども園に通園できるようにしていくことが大事だと考えています。

そのために、これまで、他市の認定こども園の実践内容を視察させていただいてきました。また、公立の幼稚園教諭と保育士が、これまで幼稚園と保育所が互いに培ってきた教育・保育を、公立の認定こども園でどのように提供するのか、どのような配慮が必要かということをも具体的に検討しています。

認定こども園になることで、これまでの幼稚園と保育所で積み上げてきたものがなくなるとか、保護者への対応が変わるといったことはなく、基本的に現場で今まで行っている配慮をすることが大切だと思っています。

Q2 現在の保育所では朝のおやつ、昼寝があるが、認定こども園になるとどうなるのですか。また、1号認定の子どもが2時に帰るとき、2号認定の子どもはどうしているのですか。

A2 朝のおやつは乳児が食べます。認定こども園では3号認定の子どものことで、資料の26ページでお示ししているような生活の流れになります。

資料の25ページは3歳児～5歳児の幼児の生活の流れをご説明しており、おやつは、保育所と同様で、午後の1回です。

昼寝については、年齢や個人差に配慮する必要があり、子どもの生活のリズムに合わせて昼寝ができるようにします。2号認定の子どもは利用時間が長いので、昼寝や休息を取れるようにすることが大事ですが、5歳児については小学校入学に向けて昼寝をせずに生活していくことを見据えながら、一方で、休息が取れるような時間や場所の確保を検討していきたいと考えています。

1号認定の子どもが降園する時には、副担任的な職員を配置し2号認定の子どもの保育に支障がないように、保育を継続します。

Q 3 リーディングで立ち止まったのに、なぜ今、計画になっているのですか。

A 3 平成 22 年度の八尾市立幼稚園審議会及び八尾市児童福祉審議会の答申を受け、公立の幼稚園と保育所については、認定こども園に再編するという考えを、平成 24 年 12 月に「幼保一体化の推進について」の中でお示ししました。

平成 25 年度、山本地区、安中地域の 2 か所でリーディング施設の整備を進めましたが、国の保育要件の見直しによる待機児童対策や、認定こども園化に向けた全体像をお示しする必要があるということから一旦、立ち止まりました。その後、引き続き検討を重ねてきました。

国では、子どもが健やかに育つ環境づくりをめざし、平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度が始まり、本市では、これまで検討を重ねてきたことを、「就学前における教育・保育と子育て支援計画」（素案）として平成 27 年 6 月にお示しし、8 月に計画としました。

Q 4 公立の認定こども園が 5 園だけになると、遠くなって通園できなくなります。規模を小さくして、施設数を増やしたり、既存の施設を使ったりすることはできないのですか。

A 4 5 園に再編されることで、遠くなる方がおられることは認識しています。

各中学校区に公民を問わず 1 か所以上の認定こども園の整備を進めており、また、今後、多くの民間施設が認定こども園に移行予定をしていることから、ニーズに応じて選択できる環境が整っていくものと考えています。

八尾市ではこれまでも、公と民が連携して子どもたちを受け入れてきました。

就学前の教育・保育の利用見込みの推移と、民間施設の受け入れの拡充を踏まえ、公立の認定こども園はまずは、5 園を整備することとしました。

ご質問の既存施設の活用については市も検討しましたが、0～5 歳児の保育室や園庭、調理室、子育て支援室、駐輪場、駐車場などを確保できる敷地面積が必要となります。そのような状況等を考えると、西郡保育所と安中保育所が認定こども園として活用できる既存施設となります。

Q 5 公立の幼稚園は耐震化工事が進んでいるところがほとんどですが、無駄にならないのですか。

A 5 教育委員会では、平成 27 年度末にかけて、児童の安全確保の観点から学校施設の耐震化を進めてきました。廃園後の公立幼稚園については、子ども施策への活用などを検討し、無駄にならないようにしていきます。

Q 6 現在、公立幼稚園に通っている子どもは何人いるのですか。

A 6 平成 27 年 5 月 1 日現在、4 歳児が 450 人、5 歳児が 533 人、合計 983 人です。

Q 7 認定こども園になると幼稚園の子どもが入園できる人数は 100 人と聞きました、現在の人数からすると、100 人では足りないのではないのですか。

A 7 公立の認定こども園 5 園での 1 号認定の子どもの受け入れ人数については、3 歳児 100 人、4 歳児 100 人、5 歳児 100 人の合計 300 人を考えています。現在の公立の幼稚園児数をみると、5 園の認定こども園では不足するというご意見ですが、公立幼稚園の園児数は先ほどご説

明したように、減少傾向が続いています。市としては園児数の推移を注視するとともに、公民が連携して、子どもの受け入れをしていくという考えであり、民間保育園が認定こども園に移行することにより1号認定の子どもの受け入れが可能となることから、公立の認定こども園についての受け入れ枠を考えたものです。

ただし、教育・保育のニーズが流動的であることから、ニーズの把握を行い、公立幼稚園の運営の継続を含めて検討を行い、時点修正をする中で、必要に応じ見直すこととしています。

Q 8 平成 31 年度に公立の認定こども園に入れなかった子どもはどこに行けば良いのですか。

その時になって、公立幼稚園を急に復活させられないと思います。それなら、いくつかの幼稚園を存続させることはできないのですか。

A 8 公立幼稚園については平成 30 年度末をもって、廃園することを基本としています。

現状を見ますと、公民が連携して1号認定の子どもの受け入れていくというなかでは計画を進めていけるものと考えています。

ただし、適正規模を維持した公立幼稚園がありますので、民間施設の動向やその地域での募集状況を見極めて、検討をしていくこととしています。

Q 9 末広保育所を（仮）安中認定こども園に引き継ぐ判断をした理由を教えてください。

A 9 八尾市全体の就学前児童の人口の動向を踏まえ、公立としては5園の認定こども園を整備するとさせていただきます。

その中で、末広保育所と荘内保育所については、平成 33 年度に、それぞれが認定こども園に引継ぐこととしており、現在入所されている0歳児の方が卒園された翌年度となります。

平成 28 年度以降に入所される方が、認定こども園に引き継がれることとなります。

Q 10 平成 29 年度から平成 32 年度までの末広保育所と安中保育所の募集人数の計画を教えてください。

A 10 現時点では、末広保育所も安中保育所も受け入れは今のままで募集していきたいと考えています。

ただし、幼児については、民間も含めて、空き状況になる施設が多くなってくることが想定されます。公民が連携して子どもを受け入れていきますので、募集人数については毎年度、募集計画を立て決めていくこととなります。

Q 11 末広保育所には、今回、何人の応募があったのですか。

A 11 平成 28 年度の入園募集を 11 月 13 日（金）まで受け付けているところです。

保育所の応募については、第1～第4希望まで書いていただいておりますが、全ての方が第1希望の保育所に入れるということではありません。第1希望の保育所で募集人数より溢れた場合は第2～第4希望での選考となり、半数近くの方が第2～第4希望の保育所にお入りいただいております。保育所には園区が無く、保護者の就労状況や家庭状況等に応じて保育所を選んでいただいております。認定こども園になっても、2号、3号認定の方については、同様に選考をさせていただきますこととなります。

なお、1号認定の方は、各施設への直接申し込みとなります。

Q12 転園は可能ですか。

A12 現在、入所されている公立保育所が認定こども園への再編対象施設となっている場合の転園希望については、利用調整の選考において、幾分有利になるように加算点を設け、運用していきます。

Q13 公立の認定こども園5園にしたのは、ニーズを把握したうえでではないのですか。

A13 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査などから、既存民間施設で何人の受け入れ枠があるのか、公立施設は何人の受け入れが必要なのかを検討しました。
計画では、八尾市全体で平成31年度には、子どもの数が7830人に対して、受け入れ枠が8300人となり、500人の余剰が出る見込みであることなどから、公立の認定こども園については、まずは5園が必要と判断させていただきました。

Q14 ニーズがあれば認定こども園を増やすということですが、公立の認定こども園が増えるのですか。

A14 民間施設の受け入れ状況が増えていくようであれば、公立の認定こども園を増やすということにはならないと考えますが、今後の就学前児童の人口動向や民間施設の状況等によって時点修正を行う中で、必要に応じて、公立の認定こども園の施設数を増やすことを検討します。

Q15 保育所にはサポート枠があるが、認定こども園ではどうなるのですか。

A15 八尾市では、支援を必要とする子どもさんについて、保育を必要とするという独自の基準を設け、サポート枠として受け入れをしてきました。保育所では、平成27年度は155人のサポート枠を設けて受け入れをしており、平成28年度は178人のサポート枠を設けて、現在、入所の受付をしています。
支援や配慮を必要とする子どもさんが増えてきていることから、サポート枠については公民ともに、引き続き受け入れを行っていくものです。
また、サポート枠は保護者が就労されていなくても利用できますので、認定こども園においても、ご利用いただけるものと考えております。

Q16 保育所、幼稚園の職員の配置基準、人数は違うと思いますが、認定こども園ではどうなるのですか。

A16 幼保連携型認定こども園では、幼稚園と保育所のより高い水準を引き継ぐことが基本とされていますので、職員配置については、保育所の基準になります。
例えば現在、0歳児では園児3人に対して保育者が1人、1、2歳児については、国の基準では園児6人に対して保育者が1人となっていますが、八尾市では安心、安全な保育という観点から、園児5人に保育者1人を配置しています。3歳児は、園児20人に1人、4、5歳児では、園児30人に対して1人の配置となっており、また、クラス担任以外にフリーの保育者を配置して、様々な場面に対応できるようにしています。

このような配置は認定こども園でも引き継ぐことになり、さらに教育・保育の質の向上に向けて職員配置を検討しているところです。

Q17 幼稚園は教育委員会、保育所はこども未来部、認定こども園はどこが所管するのですか。

A17 制度上、地方公共団体の長が所管することになっていきますので、市長部局となります。

ただし、幼保連携型認定こども園は、学校教育としての幼児教育を実施しますので、教育に関わる内容については、教育委員会の関与があります。

今回の制度改正で、教育委員会の指導主事は幼保連携型認定こども園の教育内容について、指導助言を行うということになっていきます。

Q18 サポート枠のお子さんなどは小学校に入るために相談にのってくれているのが教育サポートセンターだと思いますが、今後はどうなるのですか。

A18 就学相談は、教育サポートセンターで行っており、引き続き、所管していくものと考えています。

Q19 用和幼稚園には上の子どもが通っており、下の子どもも用和幼稚園に入りたいと思っているが廃園になるので困っています。公立の認定こども園に通わせたいが、1年齢につき100人の定員であれば抽選などによって、公立にいけない場合があります。私立にいかせられるだけの経済的な余裕はないです。この場合はどうすればいいのですか。

A19 現時点では、公立の認定こども園は5園を整備し、1号認定の受け入れ枠は各施設で60人、5園で300人としています。

公民合わせて子どもさんの受け入れ枠を確保し、保護者の方に選択していただくということになりますが、1号認定の方は直接申し込みとなり2号、3号認定の方のように利用調整はありません。希望者が多く抽選となった場合は、ご相談に応じたり、第2次の募集をしている民間施設の情報提供をさせていただきながら、保護者の方に選択していただけるように、ご案内させていただきます。

Q20 社会的に配慮が必要な子どもが増えています。私立は断ることができる、受け入れないイメージが強いです。この先が不安になります。配慮が必要な子をもっと手厚く支援すべきではないのですか。そこは公立がサポートすべきで、市として責任があるのではないですか。公立が増えないということは、切り捨てるとしか思えません。

A20 ご質問のように、支援を必要とする子どもさんが増えてきている現状があります。

サポート枠については、保育を必要とする要件となっており、保護者が就労していなくても利用することができます。

平成27年度のサポート枠は公民合わせて155人で、民間は116人、公立は39人を受け入れており、今後も、公民でサポート枠の子どもさんを受け入れていきます。

1園のサポート枠の受け入れ人数は、平均、民間が4人、公立が5人となっていて1つの施設に集中しないように、各施設長とサポート枠の入所計画を立てています。

また、公民共に通常、サポート枠の子どもさん2人に1人の職員を加配しており、子どもさんの状況によっては、1対1の加配をしている場合もあり、丁寧に対応をしています。

認定こども園についても同様に、保護者の就労の有無に関わらず、保育を必要とする要件となりますので、公民合わせてサポート枠の子どもさんの受け入れをしていくこととなります。各施設の状況、施設定員等を踏まえ、計画的に受け入れ枠を設け、八尾市全体で支援を必要とする子どもさんを受け入れていきます。

医療的配慮が必要な場合など、状況によって公立で受けるべきケースに対しては、公立の役割を果たしていきます。